

報告事項 2

自己情報不開示決定処分取消請求事件等について

このことについて、自己情報不開示決定処分取消請求事件に係る判決言渡及び損害賠償請求事件への補助参加がありましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成26年3月25日

教 職 員 課

平成26年3月25日
教 職 員 課

自己情報不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成26年2月13日、名古屋地方裁判所において、県勝訴の判決が言い渡されましたので、報告します。

1 当事者

原告 安城市在住の県民

被告 愛知県（処分行政庁 愛知県教育委員会）

2 事案の概要

県立学校の教頭が別件訴訟において作成した報告書に関連して、原告が教頭作成の 面談記録、 開示請求人の要求が記載されている文書、 情報提供することの許可を求める文書及び決裁文書、 情報提供した個別の教育支援計画の内容、作成機関名、作成者名がわかる文書等を自己情報開示請求した。

これに対して、県教委は対象となる保有個人情報の「不存在」を理由として不開示決定処分としたところ、当該処分の取消しを求めて提訴してきた。

3 判決の概要

【主文】

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。【県勝訴】

【理由趣旨】

教頭は、原告との面談記録等を作成したことはなく、報告書を作成するに当たっては、記憶喚起のため、情報公開の手引きや他の職員の作成したメモ、書証等を利用した旨回答しており、これら説明内容に格別不自然、不合理なところはなく、供述の信用性に疑いを差し挟む事情は見当たらない。

また、同教頭は、平成19年度、原告に対して個別の教育支援計画を情報提供した際、上司である特別支援教育課長の了解を口頭で得たが決裁文書等は作成していない旨回答するとともに、当時の課長も了解は口頭で行われた旨回答しており、これら説明内容等に格別不自然、不合理なところはなく各供述の信用性に疑いを差し挟む事情は見当たらない。

以上のとおり、同教頭ないし処分行政庁が本件各文書を作成又は取得したと認めることはできず、他にこれを認めるに足る証拠もない。したがって、本件情報の存在を認めることはできないから本件処分は適法というべきである。

4 控訴期限

平成26年3月4日(火)〔確定〕

平成26年3月25日
教 職 員 課

損害賠償請求事件への補助参加について

このことについて、平成25年12月20日付けで名古屋地方裁判所に提訴された損害賠償請求事件に、県として訴訟参加（平成26年3月7日参加決定）することとなりましたので、報告します。

1 当事者

原告 県立学校の教諭
被告 県立学校の校長、及び教頭2名
補助参加人 愛知県

2 請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、それぞれ100万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

3 事件の概要

【原告の主張】

平成25年12月、原告らの勤務する県立学校へ、長期欠席している女子生徒の両親が来校し、被告3名と原告他教員2名で対応した。両親は、生徒が書いた手紙を示しながら、生徒の精神科通院等の事情が学校の責任である旨、長時間抗議した。

これに対して、被告らは、両親の言い分と手紙で名指しされた原告の言い分を検証するなどせず、原告に対して、机を叩いて声を荒げて恫喝したり、謝罪文を書くよう要求したり、侮蔑的発言や高圧的態度を続けるなどした。以来、原告は、不眠、からだの震え、突如の不安感等の症状により、精神科に通院している。

このように、原告は、被告らの一連の行為により、精神的に不安定になり、適応障害を発症させられたことについて、不法行為（民法第709条）に基づく損害賠償請求として、被告らに対し、それぞれ100万円の損害賠償の支払いを求める。

4 訴訟参加の理由

請求の原因となる被告らの行為は、職務遂行上の行為であり、任命権者である愛知県の責任に係わるものであるため、県として訴訟参加し、被告らの対応に問題はなかったことを主張していく必要がある。

5 第一回弁論期日

平成26年2月28日(金) 午前10時30分